

育児休業取得奨励金制度を創設しました

輪之内町では、働く人が育児休業を取得でき職場に復帰できる環境整備を図り、だれもが活躍できる社会を創るべく、育児休業を取得しようとする労働者を雇用する事業者に対し、育児休業取得奨励金制度を創設しました。是非ご活用下さい。

奨励金の交付対象となる事業者	<p>次に掲げる要件を全て満たす事業者に交付します。</p> <p>輪之内町内において事業活動を行う企業、法人又は団体で、</p> <p>(1) 次の労働者を雇用していること。 ①輪之内町の住民基本台帳に登録され、居住している者。 ②当該申請の日以前に1年以上継続して雇用保険の被保険者として雇用されていること。</p> <p>(2) 雇用保険の適用事業者であること。 (3) 労働協約または就業規則により育児休業制度を設けていること。 (4) 法の規定を遵守していること。 (5) 町税等の滞納がないこと。</p> <p>※ ただし、国、地方公共団体及び特例の法律により特別の設置行為をもって設立された法人(その資本金の全部又は大部分を国又は地方公共団体が出資している法人、又はその事業の運営のために必要な経費の主たる財源を国又は地方公共団体からの交付金若しくは補助金等によって得ている法人)は、この奨励金の交付対象とはしません。</p>
奨励金の額	<p>奨励金の交付額は、上記の要件を満たす従業員を雇用する事業者に対し、育児休業を取得しようとする従業員一人当たり10万円を給付します。</p>
交付の申請	<p>奨励金の交付を受けようとする事業者の方は、輪之内町育児休業取得奨励金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて提出してください。</p> <p>(1) 対象となる労働者が輪之内町に在住であることを証明できるもの (2) 対象となる労働者の育児休業申出書の写し (3) 対象となる労働者の雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し (4) 育児休業に関する労働協約または就業規則の写し (5) 事業者の納税証明書 (6) その他町長が必要と認める書類</p>